

中間前金払制度に関するQ & A

Q 1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 1 請負代金額が130万円以上の建設工事において、請負代金額の10分の4を限度とした前金払の請求ができることになっていますが、施工の中間時期にさらに10分の2までを追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

Q 2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A 2 中間前金払の対象工事は、当初契約の請負代金額が130万円以上の建設工事ですが、当初の前払金を受領していることが必要となります。

Q 3 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

A 3 請負代金額が1件130万円以上の工事について、前払金の支払いを受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであるとき。

Q 4 工事の出来高が予定を下回っていますが、中間前払金の請求はできますか？

A 4 A 3の支払条件を満たしていれば、請求できます。

Q 5 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A 5 「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を提出する必要があります。

工事履行報告書には、工事出来高報告書等の経費が2分の1以上と分かる任意の資料を添付していただきます。

中間前金払制度では検査はありませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。

Q 6 中間前払金の支払いまでの期間はどの程度ですか？

A 6 中間前金払認定請求書の提出があってから原則7日以内に判断し、認定したときは中間前金払認定調書により通知します。

その後、保証事業会社の発行する「中間前払金保証書」を添付のうえ、中間前金払支払請求書を提出しますと、その日から起算して15日以内に支払いすることになっています。

Q7 請負契約が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどのようになりますか？

A7 中間前払金の割合は請負代金額の10分の2以内であり、かつ当初の前払金との合算額が10分の6を超えることはできません。

(1) 増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金＞変更後の請負代金額×20%」なので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例) 請負代金額が1,000万円、増額変更200万円、前払金400万円

$12,000,000 \text{円} \times 60\% - 4,000,000 \text{円} > 12,000,000 \text{円} \times 20\%$

(3,200,000円 > 2,400,000円) → 中間前払金請求可能額：2,400,000円

(2) 減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金＜変更後の請負代金額×20%」なので、「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

(例) 請負代金額が1,000万円、減額変更200万円、前払金400万円

$8,000,000 \text{円} \times 60\% - 4,000,000 \text{円} < 8,000,000 \text{円} \times 20\%$

(800,000円 < 1,600,000円) → 中間前払金請求可能額：800,000円

Q8 当初契約時に130万円未満の工事が変更契約により130万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A8 当初契約時に130万円未満の工事は中間前金払の対象としません。逆に、当初契約時に130万円以上の工事が減額変更により130万円未満となった場合は、中間前金払の対象とします。

Q9 請負契約により工期が延長となった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 契約変更後の延長された工期の2分の1とします。

Q10 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 部分払の対象工事においては、中間前金払と部分払を併用することができます。ただし、部分払の支払いを受けた後に、中間前金払の請求はできません。